

平成19年3月5日付け津市監査委員告示第2号公表分

美杉総合支所

地域振興課（生活環境課（当時））

監査の結果	隣保館分館7施設について、津市隣保館の設置及び管理に関する条例にその設置及び管理に関する定めはなく、地方自治法第244条の2第1項の規定の趣旨に照らし、各施設の利用実態に応じて、その設置及び管理のあり方を検討されたい。
措置の内容	令和2年度に策定した津市個別施設計画に、集会所の方向性として、自治会等の活動の場として、自治会等の自主的な管理運営に移行することが望ましい施設については、合意形成のもと自治会等に譲渡すると位置付けたことから、今後自治会譲渡を進めていく。